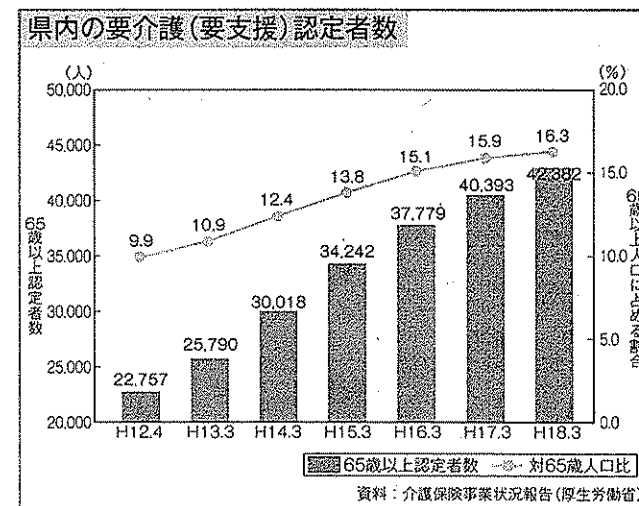
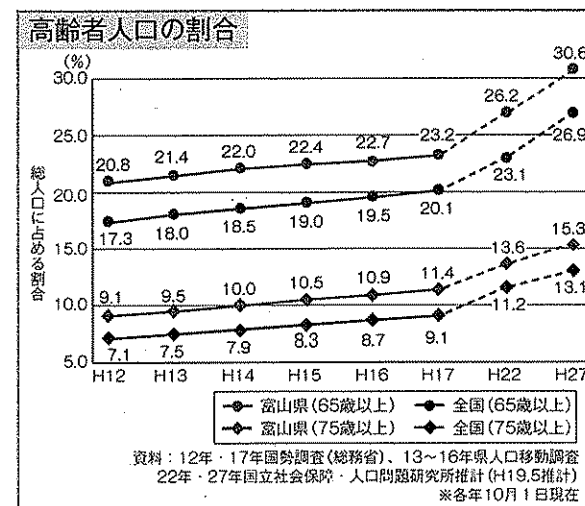


政策目標 (政策の目指すべき成果)

高齢者が、介護を必要とせず、また、介護が必要になっても、できるだけ住み慣れた地域で、生きがいをもって暮らし続けられること。

現状と課題

- 本県の人口が減少に転じている中で、高齢者人口(65歳以上)は徐々に増加し、今後も増加すると予測されています。団塊の世代がすべて高齢者になる平成27年(2015年)には、概ね10人に3人が高齢者になると見込まれています。
- また、本県の要介護・要支援認定者数及び認定率(高齢者人口に対する割合)も、徐々に上昇しており、要介護認定者の8割以上が75歳以上の高齢者(後期高齢者)となっています。
- 要介護度別の構成割合の比較では、本県は、全国平均よりも中・重度者の割合が高くなっていますが、軽度の認定者の伸びも著しく、その割合は年々、高くなってきています。このため、高齢者が要介護状態にならないよう、あるいは状態が悪化しないよう介護予防を推進することが重要になっています。
- また、後期高齢者の割合の増加に伴い、認知症高齢者も増加すると考えられることから、高齢者一人ひとりの状態に応じた個別のケアが重要になっています。
- 高齢者人口の増加に伴い、介護サービス利用者数が今後とも増加すると見込まれることから、介護サービスを担う人材の養成・確保が更に重要になります。
- 県政世論調査では、住み慣れた自宅・地域で介護を受けることを希望する方が大半を占めています。一方で、在宅での介護の不安などから、多数の施設入所申込みがあり、多様なニーズに対応したサービスが身近な地域で利用できる体制の整備がますます大切になっています。



県内の要介護度別認定者数の推移 (単位:人)

区分	H12.4	H15.3	H18.3	平成12年度時点の値	
				増加数	伸び率
要支援	1,936	2,761	4,242	2,306	219.1%
要介護1	5,565	9,636	13,618	8,053	244.7%
要介護2	4,591	7,958	7,378	2,787	160.7%
要介護3	3,717	5,139	6,505	2,788	175.0%
要介護4	3,975	4,915	6,046	2,071	152.1%
要介護5	3,609	4,934	5,852	2,243	162.2%

資料:介護保険事業状況報告(厚生労働省)  
※40歳~64歳までの要介護・要支援認定者を含む。

要介護度別の構成割合の全国との比較 (平成18年3月)

区分	軽度					中・重度	
	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	
富山県	9.7%	31.2%	16.9%	14.9%	13.9%	13.4%	
	40.9%			59.1%			
全国	16.6%	32.9%	14.9%	12.8%	12.1%	10.8%	
	49.5%			50.5%			

資料:介護保険事業状況報告(厚生労働省)  
※40歳~64歳までの要介護・要支援認定者を含む。

取組みの基本方向

- 高齢者が、健康の保持に努めながら、長年にわたり培った知識や経験を生かして仕事に従事し、又は教養・趣味活動やボランティア活動に参画するなど、様々な場面で地域社会との関わりを積極的に持ち、いきいきと暮らせる社会の実現に向け、生きがい対策や高齢者が活動しやすい街づくりに取り組みます。
- 高齢者が、できる限り健康で自立した生活を送れるように、要介護状態になるおそれのある高齢者や軽度の要介護・要支援者を対象とした効果的な介護予防サービスを提供し、生活機能の低下を防止するとともに、元気な高齢者を対象とした介護予防も推進していきます。
- 介護が必要になっても、高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を継続できるよう、身近な地域に密着した在宅サービスを中心に多様なサービスの確保や高齢者虐待の防止などの権利擁護体制の整備、認知症高齢者への支援体制の充実に取り組みます。
- 介護サービス利用者数の増加に対応し、質の高い介護サービスを提供するため、介護サービスを担う人材の養成・確保を引き続き推進するとともに、資質の向上を図ります。
- 介護保険施設の個室ユニット化(※1)等の整備を進めるとともに、医療制度改革に伴う療養病床の再編成(※2)などに対応するため、地域ニーズを踏まえ、多様なサービスの連携により、必要な医療や介護が受けられる地域ケア体制の整備に取り組みます。

重点施策

重点施策	内容
① 高齢者の能力発揮と生きがい対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ライフステージに応じた栄養・食生活の実践支援や適度な身体活動・運動習慣の定着</li> <li>・県老人クラブ連合会や市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり事業への支援</li> <li>・高齢者が参加できる生涯スポーツやレクリエーションの普及</li> <li>・教養・趣味活動等の生きがい対策の充実と自主的な仲間づくりへの支援</li> <li>・高齢者が有する豊富な知識・経験・技能をボランティア活動などで発揮できる環境づくり</li> <li>・65歳までの継続雇用制度普及促進とシルバー人材センター等による就業機会の充実</li> <li>・生活関連施設や公共交通機関等が使いやすいコンパクトな都市づくりの推進</li> </ul>

(※1) 個室ユニット化: 特別養護老人ホームなどで、個室をいくつかのグループに分けて一つの生活単位(ユニット)とし、少人数の家庭的な雰囲気の中で介護(ユニットケア)を行えるようにすること。10室程度の個室でユニットを構成し、ユニットごとに食堂や談話スペースなどの共用部分を設け、施設の中に独立した社会、家庭的な環境をつくる。  
(※2) 療養病床の再編成: 厚生労働省では、療養病床は医療の必要度の高い患者を受け入れ、医療の必要度の低い患者は介護保険施設や在宅などで対応するとして、全国に約38万床ある療養病床を平成24年度までに15万床程度とし、残りを介護保険施設等に転換する方針を示している。

② 総合的な介護予防の推進

- ・介護予防に関する基本的な知識の普及啓発と地域住民による自主的な介護予防活動の推進
- ・保健・医療・福祉等の関係部門の連携による要介護・要支援状態となる可能性の高い高齢者の早期把握と早期対応
- ・地域包括支援センター(※3)による対象者の個々の状態に応じた介護予防ケアマネジメントと運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上など、効果的な介護予防事業の実施

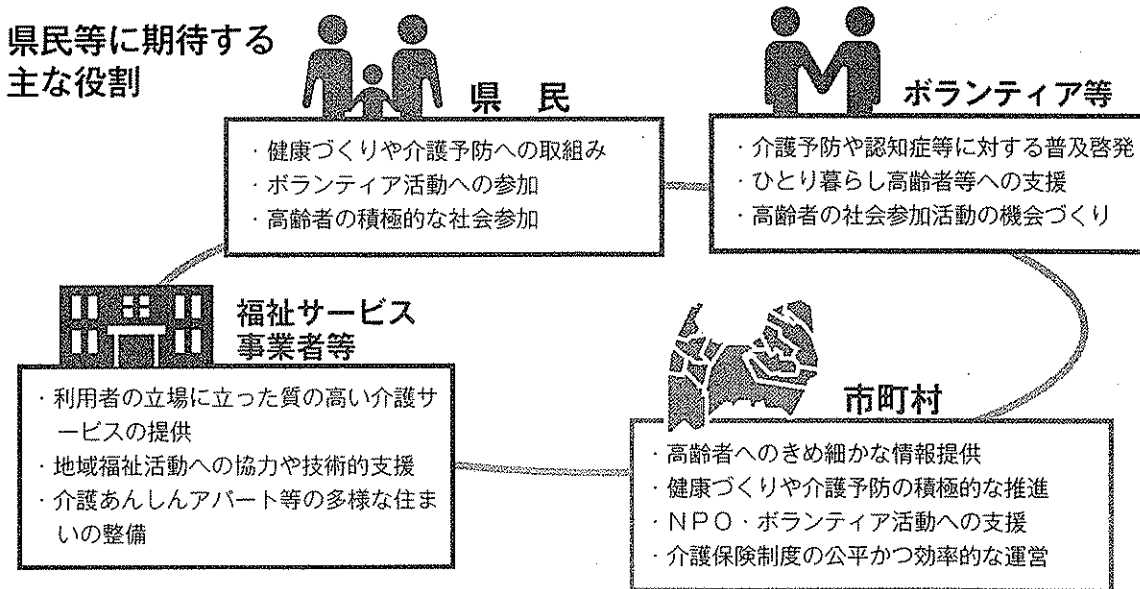
③ 地域における介護サービスの充実

- ・高齢者の状態や希望に応じて、通いや泊まりなどのサービスを複合的に提供する小規模多機能型介護事業所(※4)や富山型デイサービス(⇒コラム4-5-2)など地域密着型のサービスの充実
- ・住み慣れた地域での生活の継続・復帰に対応する介護あんしんアパート(※5)や認知症高齢者グループホームなどの多様な住まいの整備促進
- ・自宅での介護が困難な重度の方の特別養護老人ホームへの優先的入所の推進や個室ユニット化等の介護保険施設の整備
- ・将来的な地域の医療・介護ニーズを踏まえた地域ケア体制の整備と療養病床の再編成のための必要な支援
- ・「介護サービス情報の公表」や「福祉サービス第三者評価」の推進による介護サービスの質の向上
- ・ケアマネジャーやホームヘルパー等の介護サービスを担う人材の養成・確保と資質の向上
- ・かかりつけ医や訪問看護ステーション、ケアマネジャーなど医療と介護の連携による在宅ケアの推進
- ・高齢者虐待防止対策の推進など権利擁護体制の整備

④ 総合的な認知症高齢者対策の推進

- ・地域住民や小中学生に対する認知症に関する正しい知識の普及と理解の促進
- ・介護予防事業による認知症予防の推進
- ・かかりつけ医や地域包括支援センター等と専門医との連携による認知症の早期発見・早期対応の推進
- ・認知症介護の専門的人材の養成による認知症ケアの質の向上

▶ 県民等に期待する主な役割



ねんりん健康運動推進事業



訪問看護

▶ 県民参考指標 (政策目標を具体的にイメージするための参考となる指標)

指標名及び指標の説明	概ね5年前	現況	平成27年度の姿	
介護を必要としない高齢者の割合 要支援・要介護認定を受けていない高齢者の割合	89.1% (H12年度末)	83.7% (H17年度末)	81%	後期高齢者が増加することなどから、介護を必要としない高齢者の割合は平成27年には、80%以下に低下すると推計されている。介護予防の推進により、1%程度低下を抑制することを目指す。
小規模多機能型介護事業所数 ※H18~	—	—	60か所	高齢者にとって日常的につながりの深い、地理的、社会的範囲として市町村が設定した日常生活圏域(57圏域)ごとに概ね1か所の整備を目指す。
特別養護老人ホーム待機者数 介護保険施設等以外からの要介護3以上の申込者で、介護支援専門員など第三者が入所の必要性を認めている者の数	—	1,709人 (H17年10月) (全入所申込者数 5,484人) ※第三者意見については反映していない。	ゼロに近づく	介護予防の推進により要介護者の増加を極力抑えとともに、身近な地域での介護サービス基盤の整備・普及等により、できるかぎり減少させることを目標とする。

(※3) 地域包括支援センター：高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護高齢者等の地域における自立した日常生活を包括的・継続的に支援する、地域包括ケアシステムの中核機関。市町村が、①介護予防マネジメント事業、②総合相談支援及び権利擁護事業、③包括的・継続的マネジメントの3つの支援事業を主に行う。

(※4) 小規模多機能型介護事業所：平成18年4月の介護保険制度改正により創設された、「通い」を中心として、高齢者の希望や状況に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせた介護サービスを提供する事業所。

(※5) 介護あんしんアパート：きめ細やかなケアを受けながら、低廉な家賃で暮らせるように、小規模多機能型の事業所に併設した高齢者向けの住まい(アパート)。入所者は、併設する事業所から介護サービスを受けることができる。富山県では、全国に先駆けて、この介護あんしんアパートの整備に対し助成を行っている。